

# 琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－防衛庁、  
防衛施設庁－(3)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛庁, 沖縄調査団, 試射場 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43393">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43393</a>

隨  
沿  
江  
各  
埠  
均  
有  
代  
理  
處

○  
○  
○  
○

秘  
まで

安全保障課長  
5/12/87

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長  
山上北米課  
同課長の北  
米課長  
北米第一課長

防衛施設庁職員の沖縄派遣について

44.5.2  
米北一

5月8日防衛施設庁銅崎総務課長  
橋本部員が来訪（佐藤、吉川、尾橋）、

9件について、要旨下記1.の通り述べた。  
2.の通り答えておいた。

念のため、御報告した。

記

1. (1) 防衛施設庁に於いて本年4月初旬  
担当課長補佐1名を以て構成する沖縄

(2) 題連結会議を開催（本）と（設置  
要綱別添1御参照）、施設庁と

昨年未手持資料を参考として在沖縄

GA 6

75%

外務省

米軍関係資料を取纏めたため、不明な  
点が多いため関係職員を現地に派遣し、  
将来地位協定の適用に備えての  
現地調査を行わせること必要なりとの見解  
に達した。

(2) 2月21日芝罘の床次レポート会議  
の結果、本土政府が米軍基地周辺計

策、所謂公害防止のための財政援助を  
行わせることについては趣意、特連局より施

設庁に対し指導員の派遣につき検討を  
要請があり、同庁では派遣計画を

(別添2御参照)を作成したため、この  
機会に上記(1)の資料整理を兼ねて

2行は3と3と考慮して

(3) 6.0.2と3. 東郷アメリカ局長と山野特連局長

GA 6

外務省

との話合の結果、本件施設予取員の派遣  
時期及び人員数については慎重の検討を

要約との結論に達した趣旨も、施設予取  
は是非取員を派遣したいと希望により、右が

困難な場合には「一般的に現地視察」の  
形式とし、基地周辺の状況を見学とし、米軍側

とは何ら接触しない、人員は課長補佐2名と  
時期は明年度予算案作成作業の事務的利用

等もあり、5月迄に6月初旬といったこと  
を考慮し、(この案については山上長官の

承諾を得る由)。

2. 以上に対し、佐藤より、重要事項の趣旨は

共同報告書の所収の趣旨、私見を述べ、  
資料蒐集と公害問題の調査(1)

本件についての当省の考え方は  
下記に東郷局長に防衛局長に  
お話しした趣旨を述べた(11.30)

2. 2本に述べた結果、重要事項の趣旨は  
共同報告書の所収の趣旨を述べた

及び(11.30)  
11.30

私見を述べ、次の通り述べた。

(1) 将来の地位協定の適用に備へるに

おき、左記の調査を行うに  
ての施設予取の調査は十分理解し、

23日あり、外務省としては、11月には施設  
予取に現地を見学し、互置準備に

付する期に所存の(1)事例、(2)沖縄  
現地の軍部、施設権互置の目的  
(沖縄現地の状況は)

つくが、互置に備へる準備を可及的  
に事務的に進め、当然の二点を  
(11.30)

受け入るべきに、(11.30)進んで居るが、  
施設予取の調査の目的を認識し、(11.30)福  
地は7.18



出可=也に強く抵抗する傾向がある。)

(3) 7.11.25. 露国公使計策に因り調査を

此に協定適用準備は、15.7.21. 2. 別々.

前者は7.11.25. 事務的に予算要求準備は

① 現地情勢等因り関連に外務省総
 務課に施設計の同一協議に、この

時期、調査団の規模等も決り得る

(具体的には 9月中旬には自身指調

査団の行(=也に)はあり、この重要事項

は好むに可。又、受知大臣計策の前後は

糖の生産が不足するもの。6月中旬

以降は不足するもの。後-前者は7.11.25.

防衛施設序の希望(2)

外務省の今後計策に因り此に最

多抵抗の傾向を呈するに可。

② 具体的に時期の決定は、一方有利

③ ①に因りは、(=也に) 露国公使計策に因り

(と1.11.10)

の突に7.11.2. 露国公使計策に因り

④ 露国公使計策に因り、政府全体の最大の目標は

(外務省に可) (当面)

⑤ ①に因り、在露公使計策に因り

⑥ ①に因り、外務省に可。この時期は32

⑦ ①に因り、在露公使計策に因り

⑧ ①に因り、在露公使計策に因り

⑨ ①に因り、在露公使計策に因り

⑩ ①に因り、在露公使計策に因り

⑪ ①に因り、在露公使計策に因り

⑫ ①に因り、在露公使計策に因り

⑬ ①に因り、在露公使計策に因り

⑭ ①に因り、在露公使計策に因り

⑮ ①に因り、在露公使計策に因り

⑯ ①に因り、在露公使計策に因り

⑰ ①に因り、在露公使計策に因り

⑱ ①に因り、在露公使計策に因り

⑲ ①に因り、在露公使計策に因り

⑳ ①に因り、在露公使計策に因り

㉑ ①に因り、在露公使計策に因り

㉒ ①に因り、在露公使計策に因り

㉓ ①に因り、在露公使計策に因り

㉔ ①に因り、在露公使計策に因り

㉕ ①に因り、在露公使計策に因り

㉖ ①に因り、在露公使計策に因り

㉗ ①に因り、在露公使計策に因り

㉘ ①に因り、在露公使計策に因り

㉙ ①に因り、在露公使計策に因り

㉚ ①に因り、在露公使計策に因り

㉛ ①に因り、在露公使計策に因り

㉜ ①に因り、在露公使計策に因り

㉝ ①に因り、在露公使計策に因り

㉞ ①に因り、在露公使計策に因り

㉟ ①に因り、在露公使計策に因り

㊱ ①に因り、在露公使計策に因り

㊲ ①に因り、在露公使計策に因り

㊳ ①に因り、在露公使計策に因り

㊴ ①に因り、在露公使計策に因り

㊵ ①に因り、在露公使計策に因り

㊶ ①に因り、在露公使計策に因り

㊷ ①に因り、在露公使計策に因り

㊸ ①に因り、在露公使計策に因り

㊹ ①に因り、在露公使計策に因り

㊺ ①に因り、在露公使計策に因り

㊻ ①に因り、在露公使計策に因り

㊼ ①に因り、在露公使計策に因り

㊽ ①に因り、在露公使計策に因り

㊾ ①に因り、在露公使計策に因り

㊿ ①に因り、在露公使計策に因り



沖繩問題連絡会議設置要綱

(設置の趣旨)

第一条 琉球諸島(以下「沖繩」という。)の施政権が近い将来日本に返還されることが予想されることにかんがみ沖繩に関する適切な諸施策及びこれらに關し、必要な調査等について所要の連絡調整を行ない、当庁の所掌事務の適切かつ円滑な遂行を期するため沖繩問題連絡会議(以下「会議」という。)を設けるものとする。

(会議の任務)

第二条 会議は、前項の設置の趣旨にてらし、沖繩の施政権返還に伴い、米軍施設及びその周辺地域並びに米軍雇傭労働者等につい

(別添1)

て次に掲げる事項について所要の連絡調整を行なうものとする。

- 一 既存資料の充実整備等に関する事項
- 二 現地または米軍につき調査を要する事項
- 三 外務省、総理府特別地域連絡局との連絡事項
- 四 防衛構想に基づく自衛隊の配備計画に関する資料収集等に関する事項
- 五 その他会議の設置の趣旨にてらし必要とされる事項

(会議の構成)

第三条 会議の構成は別紙のとおり

(運営)

第四条 会議は、総務部総務課課長補佐(総括担当)が主催し、必

要に応じ随時開催する。

(庶務)

第五条 会議の庶務は、総務課調査係において処理する。

(実施期日)

第六条 この要綱は、昭和四十四年四月九日から実施する。

(別添 2)

取扱注意

44. 4. 16

沖縄の米軍基地周辺対策指導員の派遣について

(目的)

床次・ランポート会談の趣旨に鑑み、琉球政府が行なう基地周辺対策の具体的方策についての指導及び助言を行なうため防衛施設庁職員と指導員として沖縄に派遣するものである。

(時期)

昭和44年5月 日から2週間とする。

(指導員)

対象項目に対する指導員は7名とし、防衛施設庁本庁課長及び課長補佐又は同相当職にあたる者をもつてする。

(対象地域)

沖縄本島において指導及び助言を必要とする米軍基地の周辺地域とする。

(対象項目)

- 1 航空機による騒音
- 2 航空機の廃油による障害

取扱注意

3 その他米軍施設が設置運用により周辺住民の生活又は産業に与える障害

4 米軍及び米軍人等の行為による損害賠償

5 周辺対策実施上の技術的指導及び事務処理手続等についての助言

以上